

【アメリカ】景気対策法

海外立法情報調査課・井樋 三枝子

* 2008 年秋以来の経済危機に対応する景気対策法 (P.L.111-5)が成立した(2009 年 2 月 17 日)。2007 年より連邦議会両院で、議席の過半数を取った民主党であったが、この法案審議においては党内で意見が割れた。そのため、成立には共和党議員の協力が必須となった。両党調整の結果、約 7870 億ドルが歳出拡大と減税の対象となった。これは、当初の大統領想定より規模が縮小している。

この景気対策法の主な内容は、(1)2019 会計年度までの減税(総額 2128 億ドル)、(2)2019 会計年度までの歳出の拡大(総額 5753 億ドル)、(3)連邦債務上限の引上げである。

減税の内訳

2019 会計年度までに、総額 2128 億ドルの減税が規定された。

<個人に対する減税>

金額は 11 年間を通しての概算金額

項目	金額 [億ドル]	概要
社会保障税控除	1162	2009 -2010 会計年度は、勤労者 1 人につき 400ドル、世帯には 800ドルを上限とする還付付き税控除を実施。
代替ミニマム税免除	698	2009 会計年度は 2600 万人以上が代替ミニマム税(AMT) (注 1)免除となる。
退職者支援	142	社会保障給付金を受けている退職者、障害者や退役軍人省による傷病退役軍人給付の受給者等に対し、一時金 250ドルを給付する。
勤労所得税額控除	47	2009-2010 会計年度は、特に子ども 3 人以上の世帯の EITC(勤労所得税額控除) (注 2)の控除率を所得 1 万 2570ドルまでを限度に 45%まで引き上げる。
児童控除	148	2009-2010 会計年度は、還付付き児童税控除の適用を拡大し、所得の 3000ドルを超える部分からとする。
教育控除	139	2009-2010 会計年度は、所得に応じ段階的に 2500ドルを上限とする学費・教育関係支出に対する所得控除を新設する。総所得が 8 万ドルを超えるまで(夫婦合算申告では 16 万ドルまで)控除対象となる。
住宅取得控除	66	住宅取得が初めての者への還付付き税控除を拡大する。現行法は家屋の購入価格の 10%に当たる額(最大 7500ドル)の控除・還付を受けた場合、控除の返済を義務付けている(最大 15 年間)が、2009 年 1 月 1 日以降購入の場合、この義務は消滅する。同年 12 月 1 日以前に購入した住宅に対する控除額の上限を 8000ドルに引き上げる。

<企業に対する減税>

固定資産減価償却への手当	51	コンピューター機器や機械工作器具等あらゆる固定資産購入に適用され、額面を問わず 50%が減価される。
エネルギー生産控除	131	現在利用中の風力発電施設、バイオマス、地熱、水力等他の再生可能エネルギー施設の稼働日時を 2012 年 12 月 31 日まで延長する。
医療関係 IT 化	208	2012 会計年度まで電子カルテの有益な利用に対し、医師・医療関係者へ奨励金を給付する。

<税免除国債>

学校の建設	99	2009-2010 会計年度は、公立学校施設の建設や修繕、用地取得に用いる新たな税控除国債を発行する。
復興地域	54	2009-2010 会計年度は、経済的復興地域における投資のための新たな税控除国債を発行する。

義務的経費拡大の内訳

2019 会計年度までに義務的経費と裁量支出とで 5753 億ドルの歳出を規定する。義務的経費増額分の支出は新たな予算権限となる。表には義務的経費増額分についてのみ記す。

<個人への救済に関する義務的経費>

金額は 11 年間を通しての概算金額

項目	金額 [億ドル]	概要
失業補償給付	392	暫定的に実施されている33週間分の追加的失業補償給付を、2009年12月31日まで延長する。これは、26週間の失業補償給付を終えても失業中である者が対象となる。通常の失業保障給付についても一週間当たり25ドル増額し、州に対し追加的な支援を行う。
医療保険の継続	251	2010年1月1日以前に健康保険を喪失した労働者に対し、保険料の65%を補助する。労働者が解雇後約1年半、旧雇用者提供の健康保険を自費負担で継続可能とする連邦法(注3)規定の該当者も補助の対象となる。
免職された労働者への給付	16	通商関係労働者、他国へのアウトソーシングで影響を受けた労働者に対するTAAプログラム(通商調整補助プログラム)(注4)を拡大する。2007年に終了した同プログラムを2010年12月31日まで延長する。

<州への救済に関する義務的経費>

メディケイド(低所得者用医療給付)	866	連邦による州へのメディケイドの低所得者医療扶助還付制度(注5)を拡充する。期間は2008年10月1日から2010年12月31日。州は一律6.2%の値上げを受け、失業率に応じ追加的な援助を受ける。
-------------------	-----	---

連邦債務上限の引き上げ

連邦政府の債務上限を11兆3150億ドルから12兆1040億ドルに引き上げる。2008年10月成立の緊急経済安定化法案(注6)で、11兆3150億ドルに引き上げられていた。

* 本稿記載の数値、各項目の概要説明等に関しては、次の文献の記載を典拠とした。

Joseph J. Schatz, David Clark, "Congress Clears Stimulus Package" *CQ Weekly*, Feb. 16, 2009, pp.352-356.

注

- (1) AMT は、高額所得者の受けた税控除に対する追加課税という当初の目的を外れ、現在では中産階級への負担となっており、近年たびたび、議会で廃止が提案されている。
- (2) 所得額に応じた、還付付きの税控除。現行法では1世帯子ども2人以上で、EITCの最高限度額が4716ドルとなる。子ども1人世帯、子どもなし世帯、独身の順にそれぞれEITCの控除が低くなっていく。
- (3) Title X of Consolidated Omnibus Budget Reconciliation Act of 1985, P.L. 99-272, 100 Stat. 82(1986).
- (4) 1974年通商法に基づく企業・労働者救済プログラムで、輸入増加を受けて失職、実労働時間数や収入が減少した労働者を対象とし再就職を支援するもの。
- (5) たとえば、メディケイド受給資格者に対するデイケアサービスの料金還付等がある。
- (6) Emergency Economic Stabilization Act of 2008, P.L. 110-343, 122 Stat. 3765(2008).